

再就職手当について

これまでの意見のまとめ

【基本手当の水準について】

- 基本手当については、失業中の生活の安定と早期の再就職とのバランスをとって考えるべき。またリーマンショック以降、被保険者要件の拡大や求職者支援制度の創設がなされてきたことを考慮するべき。
- 現在の雇用保険の財政状況を踏まえれば、給付水準の見直しに向けて議論を行うべき。
- 賃金日額の下限額について、最低保障の考え方で設定するべき。
- 労使の保険料が賃金に応じて上限なく設定されている一方、給付に上限があるのは不適切ではないか。
- 諸外国の例も参考にしつつ、生活保障の観点から扶養の有無についても加味していくべき。
- 長期失業者についても雇用保険制度の中で支援を考えるべき。
- 基本手当を充実させることが望ましいのか、それとも訓練をして失業を経ない形で労働移動を実現していくべきなのか、労働市場の流動性や産業構造の変化等を踏まえ議論すべき。
- 給付水準を引き上げていくと、基本手当をもらいきってから再就職するというモラルハザードが生ずる可能性があるが、再就職手当はモラルハザード防止を早期再就職の促進に有効。再就職手当の引上げと給付水準の引上げをセットで検討していくべき。

雇用保険制度に係る論点について（案）

【基本手当の水準について】

- 基本手当の水準については失業中の生活の安定と早期再就職とのバランスをとって考えるべきという意見がある一方で、現在の雇用保険の財政事情や長期失業者が多いことから給付水準（給付日数、給付額、給付率等）の見直しを行うべきという意見がある。これらを踏まえ、給付水準についてどう考えるか。
- 基本手当支給終了までに就職した割合（就職率）は、過去10年間おおむね5割前後で推移している現状を踏まえ、早期再就職を促進するためのインセンティブ（再就職手当）について、どのように考えるか。

再就職手当について

現行の再就職手当の概要

受給資格者が安定した職業（１年超の雇用見込みのある職業等）に就いた場合であって、所定給付日数の３分の１以上を残して再就職した場合には、支給残日数の５０％に基本手当日額（※）を乗じた額の一時金が支給される。

支給残日数が所定給付日数の３分の２以上の場合には、支給残日数の６０％に基本手当日額を乗じた一時金が支給される。

※基本手当日額は５,８４０円（６０～６４歳は４,７２９円）を上限とする。

再就職手当に係る主な制度変遷

	平成12年 改正以前	平成12年改正 (平成13年4月施行)	平成15年改正 (同年5月施行)	平成21年改正 (同年4月施行)	平成23年改正 (同年8月施行)
給付額	所定給付日数の区分 及び 支給残日数の区分 に応じて支給 〔※支給残日数が所定給付日数の1/3以上かつ45日以上必要〕	支給残日数の 1 / 3 (※) 分 ※省令で規定	支給残日数の 30%分	所定給付日数1/3以上： 支給残日数の40% 所定給付日数2/3以上： 支給残日数の50% 〔※「支給残日数が45日以上」は要件として撤廃〕 〔※平成23年度末まで〕	所定給付日数1/3以上： 支給残日数の50% 所定給付日数2/3以上： 支給残日数の60% → ※恒久化

再就職手当の支給状況

【年度別】

(単位：人、%、千円)

	受給者数		支給金額	
		前年度比		前年度比
平成15年度	90,615	△76.3	15,606,204	△83.6
平成16年度	65,619	△27.6	9,360,791	△40.0
平成17年度	319,361	386.7	52,498,714	460.8
平成18年度	366,633	14.8	59,916,095	14.1
平成19年度	364,631	△0.5	59,750,527	△0.3
平成20年度	347,288	△4.8	58,934,599	△1.4
平成21年度	390,903	12.6	99,667,269	69.1
平成22年度	352,861	△9.7	90,753,099	△8.9
平成23年度	359,848	2.0	101,619,063	12.0
平成24年度	387,438	7.7	120,614,333	18.7

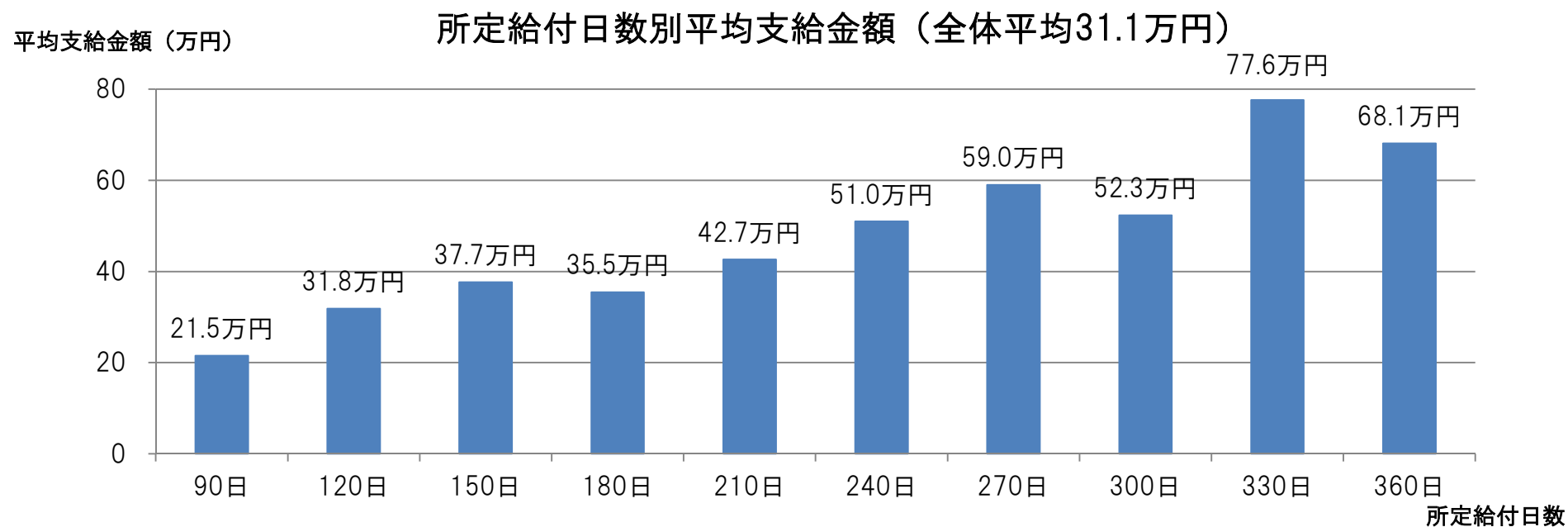
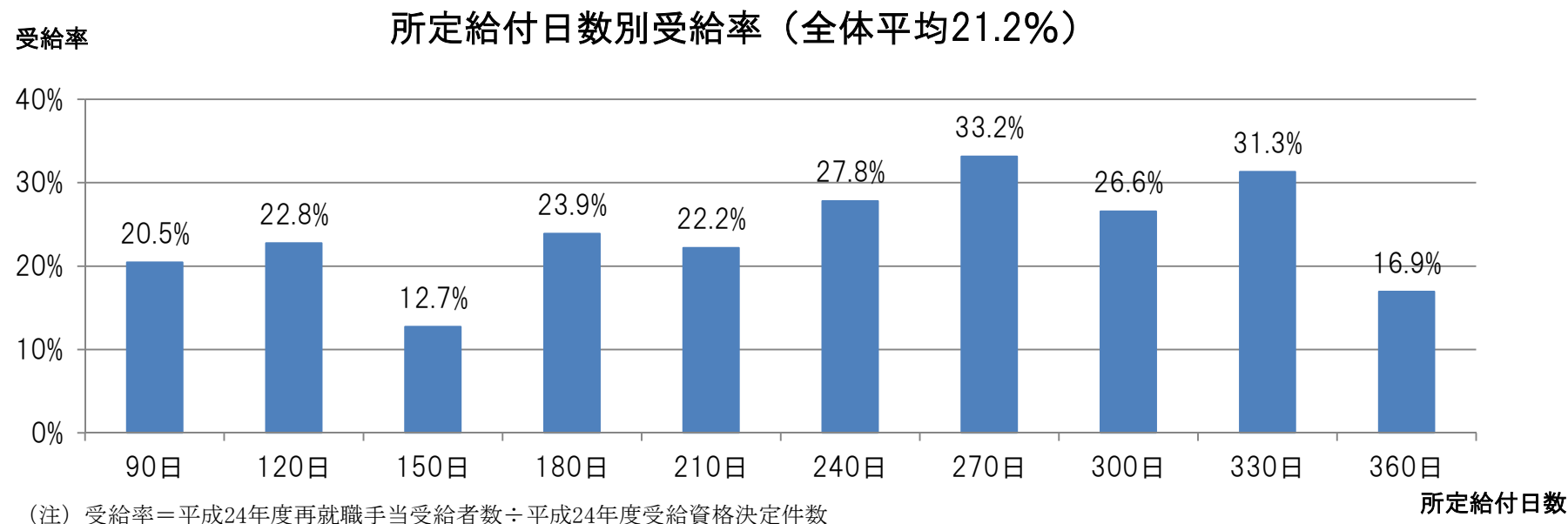
(注)平成15年度及び16年度については、再就職手当の支給要件を満たす者のうち、基本手当の支給残日数が所定給付日数の3分の2以上ある場合は、早期再就職支援金を支給していた。

【月別】

(単位：人、%、千円)

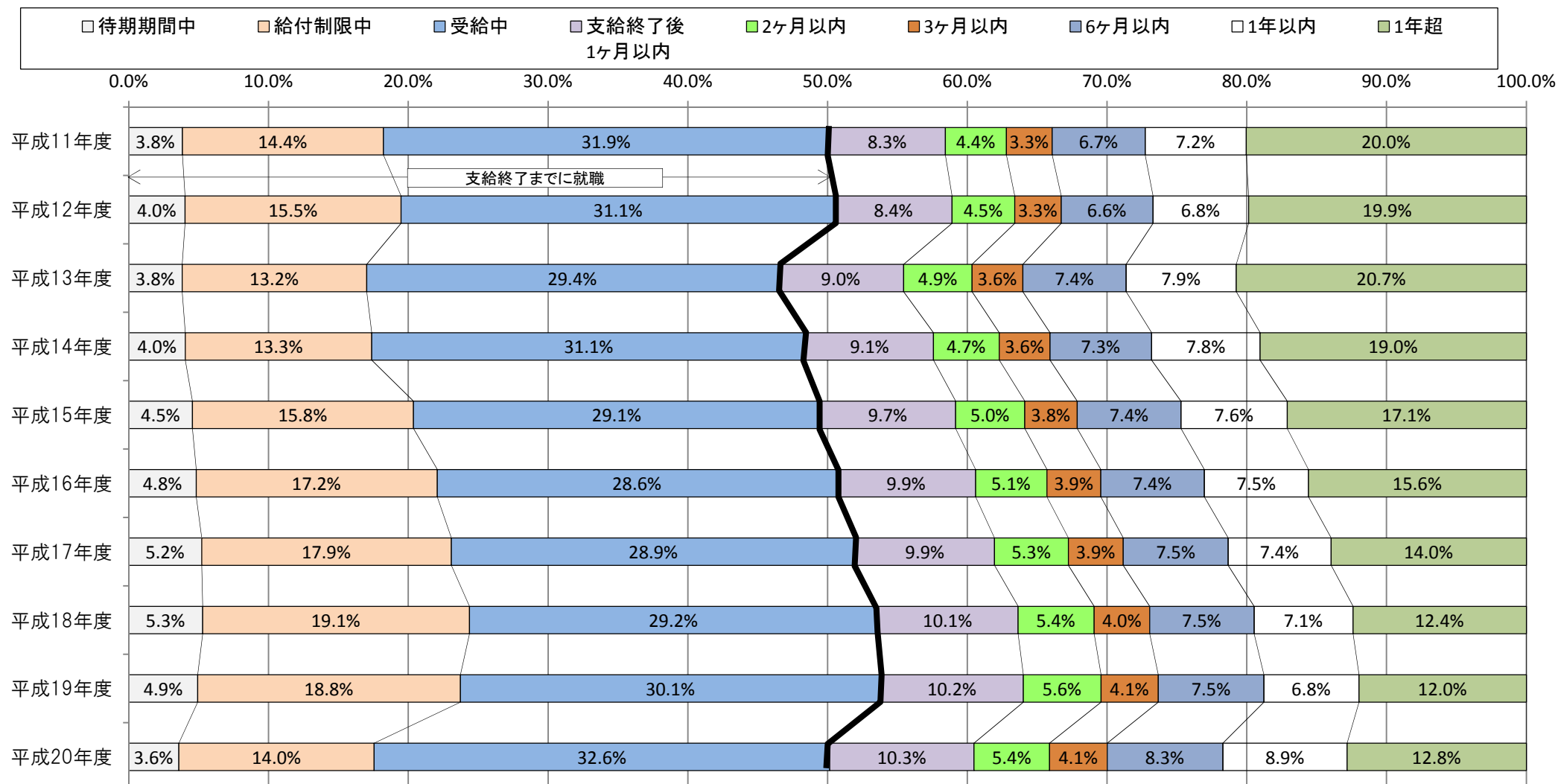
	受給者数		支給金額	
		前年比		前年比
平成23年 9月	29,666	4.0	8,522,722	15.7
10月	32,609	4.1	9,953,730	26.0
11月	33,355	3.3	10,198,826	25.5
12月	31,863	5.9	9,917,533	30.3
平成24年 1月	28,488	5.1	8,769,858	28.7
2月	23,694	11.1	7,297,834	34.7
3月	27,329	6.6	8,575,422	31.6
4月	24,171	12.6	7,543,298	39.3
5月	38,936	20.5	12,042,503	49.6
6月	33,233	10.5	10,420,620	36.0
7月	38,165	14.6	11,661,829	40.3
8月	37,576	5.3	11,578,886	29.5
9月	28,700	△3.3	9,067,420	6.4
10月	36,024	10.5	11,051,353	11.0
11月	35,010	5.0	10,631,165	4.2
12月	32,734	2.7	10,231,756	3.2
平成25年 1月	30,140	5.8	9,532,464	8.7
2月	23,847	0.6	7,730,225	5.9
3月	28,902	5.8	9,122,815	6.4
4月	26,920	11.4	8,530,294	13.1
5月	43,113	10.7	13,475,725	11.9
6月	33,580	1.0	10,525,879	1.0
7月	40,156	5.2	12,298,273	5.5
8月	37,457	△0.3	11,508,923	△0.6

再就職手当の支給状況(所定給付日数別)



基本手当受給者の再就職状況 (H11～20年度)

○ おおむね5割前後の者が支給終了までに就職している。



(注1) 平成11～20年度の各年度に受給資格決定をした者について、平成24年7月末時点の就職状況を特別に調査したもの。

(注2) 就職者を100とした場合の各期間の就職割合

再就職手当の見直し(たたき台)

趣旨

基本手当の支給終了前の就職率がおおむね5割前後であることに鑑み、早期再就職を促進するため、金銭的なインセンティブ（再就職手当）を強化する。

見直しの具体的内容

- 再就職手当は、基本手当受給者ができる限り早く職業に就くことを積極的に奨励するため、基本手当の支給残日数に応じ、支給残日数の50%又は60%を一時金として支給するものであるが、基本手当の支給終了前の就職率が5割前後であることに鑑みると、職業紹介等の就職支援等と併せて、安定した再就職支援に向けたインセンティブを強化していくことは引き続き重要である。
- 一方、再就職時の賃金は、離職時よりも低下する傾向があり、その後のキャリアアップにより賃金の上昇は可能であるものの、再就職時点での賃金低下が早期再就職を躊躇させる一因となっていると考えられる。（参考：転職により賃金が①増加した者32.3%、②変わらない者34.5%、③減少した者30.4%（平成24年度）（厚生労働省「雇用動向調査」））
- そのため、再就職時賃金が離職時賃金より低下する者を対象として再就職手当をさらに強化することにより、賃金低下による就職意欲の低下を緩和し、早期再就職をさらに促すこととしてはどうか。
- 具体的には、再就職手当の受給を目的とした安易な再就職を防ぐとともに、職場への定着を促すため、再就職した後に6か月間継続して雇用されたことを要件として、現行の再就職手当に加え、基本手当日額に支給残日数の40%を乗じて得た額を上限（従来の再就職手当と合計すると、支給残日数の90%又は100%相当となる）に、離職時賃金と再就職後賃金との差額の6か月分を一時金として追加的に給付する仕組みとしてはどうか。

再就職手当の見直し案のイメージ

